

資料2

協議事項

(1)利用者負担金額について

ネーミングについて

案:A.教育・保育料 B.こども園利用料 C.保育料

(2)各種基準について

「優先利用」について

国の示す基準は・・・

【教育標準時間(1号)を受けた子どもの場合】(従うべき基準)

「抽選」「申込みを受けた順序」「当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考」「その他公正な方法」により選考しなければならない。

「その他公正な方法」・・・子育て支援課案・教育保育提供区域で選考してはどうか。

【保育認定(2号・3号)を受けた子どもの場合】(従うべき基準)

保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

ひとり親家庭 94人/875人

生活保護家庭 5人/875人

生計中心者の失業 113人/875人(保護者と登録されているが、税金が0の人)

お子さんに障害がある場合 4人/875人

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

育児休業明け

兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 357人/875人

小規模保育事業などの卒園児

その他市町村が定める事由

案

その他市町村が定める事由:1.教育保育提供区域

2.家または職場からの距離(500m程度)

*最終で抽選

1枠(2ポイント)

兄弟姉妹
(教育保育提供区域)

2枠(1ポイント)

ひとり親家庭
生活保護家庭
生計中心者の失業
お子さんに障害がある場合
虐待やDV
育児休業明け
小規模保育事業などの卒園児
(家や職場からの距離が500m)